

令和七年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	1
教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正 する条例	1
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	3
使用料及び手数料の額の改定等に関する条例及び島根県建築基準 法施行条例の一部を改正する条例	4
島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例	5
島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県無料低額宿泊所の 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例	6

令和 7 年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第150号議案

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じて、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の旅費に関する条例の一部改正

ア 旅費の種目及び額に係る規定の整備

イ 宿泊手当の新設及び食卓料の廃止

ウ 航海日当の廃止

エ その他規定の整備

(2) 特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

宿泊費基準額等に係る規定の整備

(3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア (1)のウに伴う船員作業手当の新設

イ その他規定の整備

(4) 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(3)のアに同じ。

(5) 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(3)のアに同じ。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

第151号議案

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行並びに国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し並びに人事委員会の報告及び勧告を受けて、県立学校及び市町村立学校の教育職員並びに専門的教育職員の給与について所要の改正を

行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

ア 教職調整額の支給割合の改正

(ア) 改正の内容

改 正 前	改 正 後
100分の 4	100分の10

(イ) 経過措置

令和 8 年 1 月 1 日から令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給割合については、次のとおりとすること。

期 間	支給割合
令和 8 年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 5
令和 9 年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 6
令和10年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 7
令和11年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 8
令和12年 1 月 1 日から同年12月31日まで	100分の 9

イ 指導改善研修被認定者の教職調整額、時間外勤務等に係る規定の整備

ウ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

(2) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正

ア 義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額の改正

改 正 前	改 正 後
8,000円	8,600円

イ 給料表の改正

職務の級が 3 級及び 4 級である教育職員の給料月額の加算に係る規定（以下「加算規定」という。）を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(3) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

(2)に同じ。

(4) 職員の給与に関する条例の一部改正

専門的教育職員について、県立学校の教育職員の給与に関する条例又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例に掲げる給料表を加算規定を含めて適用すること。

- (5) 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 多学年学級担当手当の廃止

イ 教員特殊業務手当の額の改定

区 分	改正前	改正後
児童・生徒の救急業務及び緊急の補導業務	7,500円	8,000円

3 施行期日

令和8年1月1日から施行する。ただし、2の(1)のウについては、令和8年4月1日から施行する。

第152号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の改正に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムを使用した都道府県知事保存本人確認情報及び附票本人確認情報の利用又は提供に係る事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 次に掲げる事務を知事が都道府県知事保存本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務から削除すること。

ア 遊漁船業の適正化に関する法律による遊漁船業者の登録、登録の更新及び登録事項の変更の届出に関する事務

イ 採石法による採石業者の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務

ウ 砂利採取法による砂利採取業者の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務

- (2) 地方自治法による住民監査請求に関する事務を知事が監査委員に都道

府県知事保存本人確認情報及び附票本人確認情報を提供することができ
る事務から削除すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第153号議案

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例及び島根県建築基準法施行条例の
一部を改正する条例

1 提案理由

建築基準法に基づき県が行う事務に係る手数料の額の見直しを図るた
め、及び建築基準法施行令の改正に伴い、関係条例について所要の改正を
行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例の一部改正

中間検査を受けていない建築物で昇降機の設置を含まないものについ
て完了検査（計画通知に係るものを含む。）を受けようとする場合の手
数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 21,000円	申請又は通知 1 件につき 21,900円
床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 32,000円	申請又は通知 1 件につき 33,400円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 120,000円	申請又は通知 1 件につき 124,000円

(2) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第154号議案

島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立はつらつ体育館の体育室に冷暖房装置を新設することに伴い、施設等の使用料の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

体育室における冷暖房装置の使用料の新設

利用の形態	使用料の額
貸切りの場合	1 時間につき530円（体育室の 2 分の 1 を使用する場合にあっては、1 時間につき260円）
貸切りでない場合	1 人 1 時間につき130円

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第155号議案

島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

生活実態を基にした救済等の制度において、同性パートナーをその対象に含むことを明確化するため、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正

島根県心身障害者扶養共済制度の加入における心身障害者の配偶者の定義に係る規定の整備

(2) 島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

島根県無料低額宿泊所の設備の基準において、一の居室に同居することができる配偶者の定義に係る規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第156号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 母子保健法に規定する乳幼児に対する健康診査が行われた場合であって、当該健康診査が児童福祉施設の長等が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、児童福祉施設の長等がその結果を把握するときは、当該児童福祉施設の長等は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができること。

イ 引用する条項の整理

ウ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアからウまで
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のア及びウ
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のアからウまで
島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のイ
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のイ及びウ

3 施行期日

公布の日から施行する。